

答 申 書
(答申第33号)
平成18年12月6日

1 審査会の結論

平成12年4月から平成14年6月までの警察本部銃器対策課に係る別紙1に掲げる文書を一部開示としたことについて、実施機関が当審査会で主張を変更した後も非開示とする部分を非開示とするは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、北海道警察本部銃器対策課における平成12年4月から平成14年6月までに作成した一切の会計書類である。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道警察本部長(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対応する公文書として、別紙1に掲げる公文書(以下「本件公文書」という。)を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)、同項第2号に規定する非開示情報(以下「2号情報」という。)、同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)、同条第2項第2号に規定する非開示情報(以下「2項2情報」という。)、又は同項第3号に規定する非開示情報(以下「2項3号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

イ 当審査会は、実施機関が、本件公文書を適正執行分、不適正執行分に峻別し、それぞれ開示・非開示を判断したのに対し、審査請求人が、不適正執行分はすべて開示されなければならないと主張し、すべての書類が不適正であることを立証するため参考人聴取を申し出たことから、実施機関が適正執行分としたものが適正なものであるか否かについて必要な調査を行うこととした。

最初に本件公文書のうち適正執行分とされた文書について、インカメラ審理を行ったが、一見して明らかに不適正執行分と認められる公文書はなかった。

実施機関の説明によると、北海道公安委員会の監察の指示を受けた北海道警察予算執行調査委員会(以下「調査委員会」という。)が調査した平成10年度から15年度の予算執行状況の調査結果に基づき、本件対象公文書を適正執行分、不適正執行分に峻別されたものに対し、その区別に応じてそれぞれ非開示情報の該当性を判断したものである。また、調査委員会の調査結果のうち道費については、北海道監査委員による確認的監査が行われ、平成17年5月27日付け確認的監査結果報告書により報告されているものであり、処分庁が予算執行状況の適正・不適正を恣意的に決定したのではなく、国費については会計検査院による検査も行われていることであった。

審査請求人が3名の陳述聴取を求める理由はおおむね次のとおりである。

①すべての書類が不適正書類であることを立証する予定である。これによってまず処分庁のいう適正書類についての非開示理由の不存在を明らかにする。②銃器対策課の前身である銃器対策室が所属する防犯部部長を務めていた人物として、適正執行分か不適正執行分かという文書の性質を問わずに、処分庁の非開示理由の不当性を明らかにする。③北海道警察弟子屈警察署において不適正書類の作成にかかわった人物として、不適正執行分とされるものがどのような文書なのかを明確にする

ことにより、適正執行分と不適正執行分が混在するなどという処分庁の非開示理由の虚偽性が確実となる。④銃器対策課に勤務していた人物として、本件公文書の作成に関わった、あるいは関わっていない事実の証言を求めることにより、本件公文書全体の作成過程、作成目的を明らかにする。

当審査会としては、審査請求人が本件公文書が実際の捜査活動等に即して適正に作成されたものではないこと、また、仮に一部の公文書が適正に作成されたものとしても、その非開示処分理由が妥当性を欠くものであることを明らかにするために「参考人聴取」を求めていることについて、いわば証拠を提出し、その調査を求めていると言うべきものであり、それを一切調べることなく審議することは適当でないと判断し、審査請求人が「参考人聴取」を求めた者から、その知っている事実を聴くことが本件事案の審議において必要であると判断したことから、北海道情報公開・個人情報保護審査会条例第7条第4項の規定により、陳述を求めることとし、平成18年4月24日に開催された審査会において、陳述を拒否した上記④の銃器対策課に勤務していた人物を除き、陳述聴取を行ったところである。

しかしながら、陳述人の陳述内容は、陳述人自らが本件公文書の作成等に直接関与したのものでも見分したのものでもなく、自己の経験談や伝聞に基づくものであるから、この陳述内容から、適正執行分とされた文書について、不適正執行分と認められる決定的な証拠は出てこなかった。

よって、本件公文書のうち実施機関が適正執行分とした文書について、明らかに不適正に執行されたものであるとする具体的な証拠がなく、また、北海道監査委員による確認的監査及び会計検査院による検査が行われていることを勘案し、実施機関が峻別した適正執行分と不適正執行分に基づき、本件公文書の非開示部分の妥当性の判断を行わざるを得ないとの結論に達した。

ウ 平成18年9月12日に開催された当審査会の審議の場において、実施機関は、本件公文書に記録されている情報のうち非開示情報に該当するとした情報について、当初の主張を一部変更し、非開示とした部分の一部を開示するとした。

変更後の主張を整理すると、別紙3の「変更」欄に掲げるとおりとなる。審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、当審査会は、実施機関が主張変更後も非開示を維持するとしている部分について、その妥当性を判断することとした。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 給与の号俸（別紙1の適正執行分に係る表の3の②）

(ア) 実施機関は、旅費関係文書に記録されている給与の号俸は、これが明らかになると警察職員の給与額が明らかとなる。これは個人の所得に関する情報であることから、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められると主張する。

(イ) 給与の号俸は、個人の所得に関わる情報であり、旅行者の氏名を非開示とした場合であっても、これを開示することにより、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る可能性のある情報であり、これが明らかになると、既に給与の級が開示されていることから給与額が明らかとなることから、このような情報は、通常他人に知られたいと認められる。

ウ 警察職員の配偶者の氏名、職業、住所及び電話番号（別紙1の適正執行分に係る表の3の④及び4の⑤）

(ア) 実施機関は、旅費関係文書に記録されている警察職員の配偶者の氏名、職業、住所及び電話番号は、警察職員及びその配偶者のプライバシーに関する情報であり、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認めら

れると主張する。

(イ) これらの情報は、特定の個人を識別し得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

エ 赴任旅費の扶養親族移転料内訳、扶養親族の人数、氏名、生年月日、続柄、旧住所及び新住所（別紙1の適正執行分に係る表の3の⑤）

(ア) 実施機関は、旅費関係文書に記録されている赴任旅費の扶養親族移転料内訳、扶養親族の人数、氏名、生年月日、続柄、旧住所及び新住所は、警察職員及びその扶養親族のプライバシーに関する情報であり、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) これらの情報は、特定の個人を識別し得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

オ 債権者コード（電話番号）（別紙1の適正執行分に係る表の4の③及び13の②）

(ア) 実施機関は、旅費関係文書及び報償費（講師謝金）関係文書に記録されている債権者コードは、債権者が一般個人の場合、当該個人の電話番号が記載されており、これは個人のプライバシーに関する情報であり、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) 個人の電話番号は、特定の個人を識別し得る情報であり、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められる。

カ 振込先の金融機関等（別紙1の適正執行分に係る表の4の④、6の③、8の③、10の②及び13の③）

(ア) 実施機関は、旅費関係文書及び報償費（講師謝金）関係文書に記録されている振込先の金融機関等は、個人が任意に選定した金融機関及び開設口座に関する情報であって、個人の私生活に係る情報である。これが明らかになると、特定の個人が識別され、かつ、純粋に私生活上の情報であることから、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) これらの情報は、他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別され得る可能性のある情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

なお、実施機関は、旅費関係文書に記録されている振込先の金融機関等については、2項2号情報にも該当すると主張するが、結論は上記のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

キ 債主の住所（別紙1の適正執行分に係る表の8の②）

(ア) 実施機関は、旅費関係文書に記録されている債主の住所には警察職員の私住所が記載されており、これは、個人のプライバシーに関する情報であることから、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) 警察職員の私住所は特定の個人を識別し得る情報であり、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められる。

ク 講師の住所、生年月日、電話番号、最終学歴及び主な経歴（別紙1の適正執行分に係る表の10の①、11の①、12の①及び13の①）

(ア) 実施機関は、報償費（講師謝金）関係文書に記録されている講師の住所、生年月日、電話番号、最終学歴及び主な経歴は、個人のプライバシーに関する情報であり、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) これらの情報は、特定の個人を識別し得る情報であり、通常他人に知られたくないと認められる。

ケ 謝礼金額及び所得税額（別紙1の適正執行分に係る表の10の③及び13の④）

(ア) 実施機関は、報償費（講師謝金）関係文書に記録されている謝礼金額及び所得税額は、個人の所得に関する情報であり、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) 講師の氏名が既に開示されていることから、これが明らかになると当該個人の

謝金に係る支給額や所得税額が明らかとなり、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められる。

コ 業務処理責任者及び業務担当者の氏名（別紙1の適正執行分に係る表の17の①）

(ア) 実施機関は、委託料関係文書に記録されている業務処理責任者及び業務担当者の氏名は、委託業者の従業員の氏名であり、これが明らかになると、当該個人の職業が明らかとなり、このことは通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) 業務担当者等の氏名は、特定の個人を識別し得る情報であり、これが開示されると、当該個人が特定の業者の従業員であることが明らかとなり、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められる。

サ 領収書（証）、証明書及び請求書作成者（担当者）の氏名及び印影（別紙1の不適正執行分に係る表の2の(4)の④並びに適正執行分に係る表の3の⑨、8の⑥及び15の①）

(ア) 実施機関は、旅費関係文書のうち領収書（証）、証明書及び使用料及び賃借料関係文書のうち請求書には、その発行法人等の従業員の氏名及び印影が記載されており、これらが明らかになると、当該個人の職業が明らかとなり、このことは通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) これらの情報は、特定の個人を識別し得る情報であり、これが開示されると、当該個人が特定の業者の従業員であることが明らかとなり、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められる。

シ 債主の住所、氏名及び印影（債主が個人の場合）（別紙1の不適正執行分に係る表の2の(2)の②及び(4)の②）

(ア) 実施機関は、不適正に執行された捜査費及び捜査用報償費関係文書に記録された個人の債主は、捜査の協力者等であり、名義人が実在又は実在すると認められるもの及び実在するかどうか確認できないものが混在しており、債主名欄等に記載されている住所、氏名及び印影から、名義人が実在又は実在しないことを容易にかつ明確に峻別することは困難であり、これらの情報を公にすると、実在する人物であって、かつ不適正に執行された捜査費（報償費）の債主として取り扱われた個人が特定されることとなり、このことは通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) これらの情報は、特定の個人を識別し得る情報であり、これが明らかになると、実在する人物にとっては、不適正に執行された捜査費（報償費）の債主であることが明らかとなることから、通常他人に知られたくないと認められる。

ス 債主（廃業）の住所、氏名、印影、電話番号及び車番（債主が法人等の場合）

（別紙1の不適正執行分に係る表の2の(2)の③、(3)の②、(4)の③及び(6)の①）

(ア) 実施機関は、不適正に執行された捜査費及び捜査用報償費関係文書に記録された飲食店等の債主については、当該飲食店等が実在している場合は、2号情報に該当するものであるが、現在廃業している場合は、これらの情報を公にすると、当該飲食店等を営んでいた個人が特定又は推認されることから、社会から不適正経理に関与した飲食店等の経営者であったと目され、このことは通常他人に知られたくないと認められると主張する。

(イ) これらの情報は、現在廃業している飲食店等の場合、当該飲食店等を営んでいた特定の個人を識別し得る情報であり、これが明らかになると、不適正に執行された捜査費（報償費）の債主であることが明らかとなることから、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められる。

したがって、当審査会としては、実施機関が1号情報に該当するとして非開示とした情報は、いずれも1号情報に該当するものと判断する。

(4) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項

に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。) 、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 債主の住所、氏名、印影、電話番号及び車番(債主が法人等の場合)(別紙1の不適正執行分に係る表の2の(2)の③、(3)の②、(4)の③及び(6)の①)

実施機関は、不適正に執行された捜査費及び捜査用報償費関係文書に記録された飲食店等の債主については、これが実在する場合は、これらの情報を公にすると、飲食店等が特定又は推認されることから、社会から不適正経理に関与した飲食店等と目され、当該飲食店等の社会的地位が不当に損なわれると認められると主張する。

ウ 当審査会としては、これらの情報が開示されると、当該法人等が、不適正に執行された捜査費(報償費)の債主であることが明らかとなり、社会的評価に不当な影響を及ぼすおそれがあることは、否定できないと考える。

したがって、これらの情報を開示することにより、当該法人等の社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれると認められることから、2号情報に該当するものと判断する。

(5) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 積算内訳(別紙1の適正執行分に係る表の16の①)

実施機関は、委託料関係文書に記録されている積算内訳は、道の積算単価等に関する情報が記載されており、これらが明らかになると、将来の同種の契約事務の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められると主張する。

ウ 当審査会としては、積算内訳には、テレビ・ラジオスポット広報の製作・放送実施委託契約に係る積算金額が記載されており、これが開示されると、当該委託契約の予定価格が明らかになり、今後の同種の契約において予定価格を類推され、例えば、その金額に近い入札金額を提示することが起こりうることから、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になるおそれがあることは否定できないと考える。

したがって、この情報を開示することにより、当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当するものと判断する。

(6) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 警察官の氏名及び印影(別紙1の不適正執行分に係る表の1の①、2の(1)の①、(2)の①、(3)の①、(4)の①及び(5)の①並びに適正執行分に係る表の3の①、4の①、5の①、6の①、7の①、8の①、9の①、14の①及び16の②)

(ア) 実施機関は、捜査費及び捜査用報償費関係文書、旅費関係文書、使用料及び賃

借料関係文書及び委託料関係文書には警察官の氏名及び印影が記録されており、犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動に従事する警察官の氏名や印影であり、これが明らかになると、警察を敵視する個人や団体等から、警察官及びその家族が危害や嫌がらせを受けるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

- (イ) 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

警察本部の銃器対策課（現銃器薬物対策課）の業務は、主にけん銃等の銃器に関する情報の収集・分析及び内偵活動等による被疑者の検挙、銃器の押収等の捜査活動である。必然的にその対象となるものは、暴力団員及びその周辺者、不良外国人等この種の犯罪を繰り返し敢行している犯罪組織の構成員が大半であり、このため捜査員は、身分を秘匿した尾行、張り込み及び聞き込み等の捜査活動に従事している。

したがって、銃器犯罪の捜査に従事する警察官の氏名及び印影が開示されると、前述のとおり秘匿による捜査活動に従事している捜査員が特定されることとなり、ひいては、捜査員の容姿等が明らかになることにより、捜査員の私住所、私有（使用）車両、あるいは、捜査員の秘匿して行っている捜査活動が察知されたりすることとなる。

この結果、捜査の具体的な手法、体制等が明らかになるほか、捜査員と接触した捜査協力者が割り出されることとなり、捜査協力者等が嫌がらせや攻撃等の行為を受けたり、証拠隠滅等の対抗手段を講じられたりするなど、捜査に著しい支障が生じるおそれがあると認められるものである。

そうすると、本件処分において非開示とした警察官の氏名及び印影は、けん銃等の銃器犯罪の捜査活動に即して執行された捜査費、捜査用報償費等の出納を記載した文書に記載されているものであって、秘匿を要するけん銃等の銃器犯罪等の捜査活動に従事している捜査員に関する情報であること、そして、これら警察官の氏名及び印影は、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報及び犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報に該当することから、非開示とした。

- (ウ) 実施機関は、当審査会に対して警察官の捜査活動を具体的に示しており、それによれば、本件処分において非開示とした警察官の氏名及び印影は、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報と犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、これらの情報を開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

なお、実施機関は、警察官の氏名及び印影については、2項3号情報にも該当すると主張するが、結論は上記のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

- ウ 職員番号及び債権者コード（職員番号）（別紙1の適正執行分に係る表の3の③、4の②及び6の②）

- (ア) 実施機関は、旅費関係文書に記録されている職員番号（債権者が職員の場合、債権者コードには、職員番号が記載されている。）は、職員固有の番号で、捜査活動における一定業務の個人識別番号として使用されており、これが明らかになると、犯罪を企図する者等が、当該番号を利用して不正に警察情報を入手するなど、警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

- (イ) 職員番号は、職員固有の番号で、警察情報へのアクセス手段として、職員番号を併用して個人識別を行うことは、それ自体が安全対策であり、職員番号を明らかにすることは、警察情報に対するアクセスを容易にするおそれがあるという実

施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

エ 用務、旅行期間、金額、用務地等の旅行内容に関する記載（別紙1の適正執行分に係る表の3の⑥、7の②及び8の④）

(ア) 実施機関は、旅費関係文書に記録されている旅行内容に関する情報については、情報捜査活動における、捜査対象地域や捜査月日等が記載されており、これらが明らかになると、犯罪捜査等の個別の内容や進捗状況等が特定又は推認され、事件関係者等が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

また、その一部については、警衛警護や警備実施等の具体的な内容が記載されており、これらが明らかになると、警備態勢の構築時期、部隊の活動地域、移動の手段等が推認されることとなる。警衛警護や警備実施は、同一又は同規模で反復して実施されることから、テロを企図する者や警察を敵視する個人や団体等が対抗措置を講じるなど、将来の同種の警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(イ) 用務、旅行期間、金額、用務地等の旅行内容に関する情報が開示されると、捜査の進捗状況等が特定又は推認されることとなり、共犯者等の事件関係者において、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

オ 発令、復命、請求等の年月日（別紙1の適正執行分に係る表の3の⑦、4の⑦、7の③及び8の⑤）

(ア) 実施機関は、旅費関係文書に記録されている年月日の情報は、捜査活動等の時期が推認される情報であり、これが明らかになると、犯罪捜査等の個別の内容や進捗状況が特定又は推認され、事件関係者等が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

また、その一部については、これらが明らかになると、警備態勢の構築時期が推認されることとなり、警衛警護や警備実施は、同一又は同規模で反復して実施されることから、テロを企図する者や警察を敵視する個人や団体等が対抗措置を講じるなど、将来の同種の警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(イ) 発令月日等の日付が開示されると、捜査活動等の時期が特定又は推認されることとなり、共犯者等の事件関係者において、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

カ 捜査用車両の車両登録番号（別紙1の適正執行分に係る表の3の⑧）

(ア) 実施機関は、旅費関係文書に記録されている捜査用車両の車両登録番号については、使用車両の車両登録番号が記載されており、これが明らかになると、当該捜査用車両を使用して行う追尾、内偵等の秘匿を要する犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(イ) 捜査用車両の登録番号が開示されると、当該捜査用車両を使用して行う犯罪捜査に支障が生ずるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

キ 捜査用務で執行した旅費の支出命令額（別紙1の適正執行分に係る表の4の⑥）

(ア) 実施機関は、旅費関係文書に記録されている支出命令額は、旅行命令（依頼）簿兼旅費（概算・精算）請求書の金額と一致しており、他の情報と組み合わせる

ことにより用務地が推認され、事件関係者等が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(イ) 捜査用務で執行した支出命令額が開示されると、他の情報と組み合わせることにより用務地が推認されることとなり、共犯者等の事件関係者において、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあるという実施機関の主張は否定できず、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

ク 捜査費（報償費）現金出納簿（適正執行・不適正執行が混在に係る表の1の①及び適正執行分に係る表の1の①）

(ア) 実施機関は、主張変更後も捜査費及び捜査用報償費の現金出納簿に記録されている情報のうち、「年月日」欄の月日、「摘要」欄の支払事由、捜査員の氏名、「払」欄の支払額及び「残」欄の支払額前後の差引残高（以下「主張変更後の現金出納簿情報」という。）を非開示とした。

捜査費（報償費）は、犯罪捜査に即して執行されており、支払時期、支払事由、支払金額等を開示した場合、個々の事件ごとの捜査状況や捜査手法が推察され、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者において対抗措置を講じられるおそれがあるほか、捜査協力者等が特定又は推測され、これらの者が事件関係者等から報復を受けるおそれが生じ、以後の協力を得られなくなる可能性があるなど、捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(イ) 実施機関は、捜査費及び捜査用報償費の現金出納簿には、適正に執行されたものと不適正に執行されたものが混在しているものがあり、そこに記録されている情報のうち、捜査員の氏名並びに適正執行分が推定されるおそれのある、「年月日」欄の月日、「摘要」欄の支払事由、「払」欄の支払額及び「残」欄の支払額前後の差引残高（以下「適正執行・不適正執行が混在する主張変更後の現金出納簿情報」という。）については、主張変更後も非開示とした。

適正執行と不適正執行が混在している場合、これらの情報が明らかになると、適正執行された捜査費の支払金額等が特定され、個別事件の捜査状況や捜査手法が推察されることから、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者において対抗措置を講じられるおそれがあるほか、捜査協力者等が特定又は推測され、これらの者が事件関係者等から報復を受けるおそれが生じ、以後の協力を得られなくなる可能性があるなど、捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(ウ) 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

現金出納簿は、銃器対策課における個別のけん銃等の銃器犯罪の捜査活動に即して執行された捜査費の出納を記載した文書であって、毎月どれだけ捜査費を受理し、どれだけ執行し、どれだけ残っているかが具体的に記載されているほか、個々の捜査費の支出月日、支出事由、支出金額等の情報が網羅されている文書であり、金員の出し入れ状況から捜査概要や進展状況等が推察されるものである。

したがって、銃器対策課のけん銃等の銃器犯罪の捜査活動における、個別の執行額、執行年月日及び執行件数の増減と犯罪に関する報道等の情報、被疑者等が持つ犯行の具体的内容等の情報とを比較・分析することにより、銃器対策課の捜査活動等の繁閑さや進展状況等の動向及び協力者等を特定又は推測することが可能となり、結果として被疑者等に逃走・罪証隠滅等の対抗措置を講じられたり、協力者等が事件関係者等から報復を受けたりするおそれがある。

換言すると、犯罪捜査等は警察本部単独で行うことは稀であり、警察署と共同して行うことが通常であり、警察本部各課と警察署の捜査費の変動状況を比較対照・分析すれば、如何なる犯罪を何処の警察署が捜査しているのか、何処の地域で捜査が進展されているのかといった捜査等の舞台や手法又は体制に関することまで推知される可能性は格段に高ま

る。

このような情報が、その捜査が行われていること自体を完全に秘匿する必要があるけん銃等の銃器犯罪の内偵捜査の段階で開示されるようなことになれば、事件関係者が警戒するばかりでなく、逃走や、証拠隠滅等の対抗措置を講じたり、捜査協力者が将来における情報開示に伴って自己に生じかねない報復や制裁等の不利益を懸念して、捜査員に対して従来どおりの協力をすることを拒絶するおそれもあるなど、以後の捜査に重大な支障が生ずることとなるのである。一方、銃器対策課や警察署の執行が減じた場合には、捜査等が進展していないということが推測され、犯罪を企図させたり助長するなどのおそれがある。

以上のとおり、現金出納簿に記載されている内容は、銃器対策課における月日毎の捜査費の収支の状況を明らかにする情報そのものであり、当該月日における捜査活動等の実態が金員の出し入れの観点から明らかになることから、被疑者等が既に持ち合わせている情報と比較・分析することによって、銃器対策課における犯罪の捜査等の具体的な手法、体制及び捜査協力者の存在や人定事項を把握することが可能であり、結果として被疑者等が対抗措置を講じることが可能となることから、非開示とした。

(エ) 実施機関は、捜査費（報償費）現金出納簿と捜査活動の関係を具体的に示しており、それらによれば、主張変更後の現金出納簿情報及び適正執行・不適正執行が混在する主張変更後の現金出納簿情報に記載されている情報を開示した場合、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者がこれらの情報を入手すると事件関係者のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、捜査活動の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれや犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

また、既に捜査が終了した事件に関する情報であってもこれらの情報を開示することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者等が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

さらに、捜査員をよく知る事件関係者が、当該月日に捜査員と捜査協力者等の密談現場を目撃した場合、同協力者が捜査協力者であると容易に特定又は推測され、同協力者の生命・身体等に危害がおよぶおそれがあるのみならず、捜査協力者等を秘匿しつつ警察の捜査に協力している他の協力者との信頼関係も損なうこととなり、今後の捜査活動への協力を得ることは極めて困難になると考えられる。

よって、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報と、犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報と、犯罪に関する情報を提供した者が特定される情報に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、主張変更後の現金出納簿情報及び適正執行・不適正執行が混在する主張変更後の現金出納簿情報に記載されている情報は、開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

ケ 捜査費（報償費）証拠書（別紙1の適正執行・不適正執行が混在に係る表の2の(1)の①、(2)の①、(3)の①及び(4)の①、並びに、適正執行分に係る表の2の(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)及び(12)）

(ア) 実施機関は、捜査費及び捜査用報償費の証拠書である支出伺、領収書(証)、支払精算書、レシート、振込金受領書、為替手数料領収書、立替払報告書、支払報告書、捜査費交付書兼支払精算書及び支払伝票（以下「主張変更後の証拠書」という。）については、主張変更後も非開示とした。

これらの文書には、犯罪捜査に従事する職員の活動のための諸経費や、捜査に関する協力、情報提供等に対する謝礼等に係る捜査員の氏名、支出年月日、支出

目的、支出額及び支出先等の情報が記載されている。これらの情報が公になると、個別の警察活動における捜査員や協力者等が特定され、被疑者等の事件関係者から報復を受けるおそれがあり、また、個別の事件における捜査状況等が明らかとなることから、事件関係者等が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるなど、捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(イ) 実施機関は、捜査費及び捜査用報償費の証拠書には、適正に執行されたものと不適正に執行されたものが混在しているものがあり、支出伺、支払精算書、立替報告書及び領収書に記録されている日付、金額、官職、氏名、内訳書及び領収書欄（以下「適正執行・不適正執行が混在する証拠書情報」という。）については、適正執行と不適正執行が混在している場合、これらの情報が明らかになると、適正執行された捜査費の支払金額等が特定され、個別事件の捜査状況や捜査手法が推察されることから、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者において対抗措置を講じられるおそれがあるほか、捜査協力者等が特定又は推測され、これらの者が事件関係者等から報復を受けるおそれが生じ、以後の協力を得られなくなる可能性があるなど、捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められると主張する。

(ウ) 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

捜査費証拠書は、捜査費を執行する手続の各過程で作成される文書であり、「捜査員の氏名・印影」、「個別の支出年月日、金額」のほか、「犯罪捜査に従事する職員の活動のための秘匿追尾の際に入場した施設の名称、利用した交通機関等の諸経費」、「捜査に関する協力及び情報提供等に対する謝礼として購入した物品名・購入先及び捜査協力者等との接触場所の名称・接触年月日等」等の個別の犯罪捜査活動等の捜査費の執行に係る情報が記載されているものである。これらの情報を開示することにより、けん銃等の銃器犯罪の捜査活動に従事していた捜査員の氏名や行動状況、謝礼の受領者の氏名、住所、接触場所、個別支出金額、執行理由等が明らかになるほか、これらの情報を継続的に収集すると、①受領者が捜査協力者等であることの確度が高まること、②事件毎における担当捜査員の氏名及び人数、捜査の進展状況等を把握することが可能となること、③捜査員毎の個別執行金額の推移状況、運用している捜査協力者等の氏名を把握することが可能となること、④捜査協力者等に対する一般的な執行金額や、それを基準とした捜査協力者毎の受領金額の多寡を把握することが可能となることなどの具体的な捜査や予防活動等の情報が明らかとなり、これらの情報と被疑者等が既に所有する情報とを比較・分析することによって、具体的な捜査等の手法や体制が明らかとなる危険性が高まり、現在及び将来の捜査等に支障を来すおそれがある。

なお、捜査協力者等の氏名や住所のみを非開示にするなど、個別の捜査等に伴う捜査費の執行に係る情報を細分化して、一部開示の手法を用いるにしても、被疑者等が既に持ち合わせている情報と合わせて比較・分析することにより、捜査協力者が存在すること自体が明らかとなる可能性が否定できず、捜査協力者の割り出しを促し、捜査協力者が報復を受けたり、捜査協力者に対して虚偽の情報が提供されて捜査の混乱を招くなどの弊害を招く危険性があり、捜査協力者が将来における情報開示に伴って自己に生じかねない報復や制裁等の不利益を懸念して、捜査員に対して、従前どおりの協力をすることを拒絶するおそれもある。

また、捜査協力者との接触場所の屋号・店名が明らかになることについても、捜査協力者の存在を疑い、その割り出しをしようとしている者が、既に収集している情報と合わせて検討することで、捜査協力者等が判明する可能性もある。

以上のとおり、証拠書の情報は、銃器対策課における捜査費の執行状況を明らかにする情報であり、銃器対策課におけるけん銃等の銃器犯罪の捜査活動の実態が金員の観点から明らかになることから、被疑者等が既に収集している情報を合わせることによって、銃器対策課における犯罪の捜査等の具体的な手法、体制及び捜査協力者の存在や人定事項を把握することが可能であり、被疑者等が対抗措

置を講じることが可能となることから非開示とした。

(エ) 実施機関は、捜査費（報償費）証拠書と捜査活動の関係を具体的に示しており、それらによれば、主張変更後の証拠書及び適正執行・不適正執行が混在する証拠書に記載されている情報を開示した場合、被疑者等の事件関係者や犯罪を企図する者がこれらの情報を入手すると事件関係者のみが知り得る情報等と当該情報を照合・分析することによって、捜査活動の進展状況を推察することが可能となり、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれや犯罪を敢行するおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

また、既に捜査が終了した事件に関する情報であってもこれらの情報を開示することにより、過去の警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者等が警察の動向に対応した犯罪を敢行するなどの対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

さらに、捜査員をよく知る事件関係者が、当該月日に捜査員と捜査協力者等の密談現場を目撃した場合、同協力者が捜査協力者であると容易に特定又は推測され、同協力者の生命・身体等に危害がおよぶおそれがあるのみならず、捜査協力者等を秘匿しつつ警察の捜査に協力している他の協力者との信頼関係も損なうこととなり、今後の捜査活動への協力を得ることは極めて困難になると考えられる。

よって、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報と、犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報と、犯罪に関する情報を提供した者が特定される情報に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、主張変更後の証拠書及び適正執行・不適正執行が混在する証拠書情報に記載されている情報は、開示をすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められる。

なお、適正執行分に係る捜査費支出何に記載されている情報のうち、「取扱者、補助者、出納簿登記の印影」及び「捜査員の勤務課署名」は、2項2号情報に該当するとは考えられないが、「取扱者、補助者、出納簿登記の印影」は、現金出納簿で開示され明らかになっていること、また、「捜査員の勤務課署名」は、審査請求人が開示請求する公文書として開示請求書に記述した情報であることから、部分開示しても開示として有意なものと言うことはできず、条例第10条第3項により部分開示すべきものとは言えない。

したがって、当審査会としては、実施機関が2項2号情報に該当するとして非開示とした情報は、いずれも2項2号情報に該当するものと判断する。

(7) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、意見書等において、本件処分が非開示情報に当たらない旨、種々主張するが、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成17年 8 月 25日	○ 諮問書の受理（諮問番号8） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書開示決定通知書期間延長通知書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥審査請求の概要、⑦理由説明書）の提出
平成17年 8 月 26日	○ 新規諮問事案の報告
平成17年 8 月 30日 （第4回審査会）	○ 審議
平成17年10月31日 （第5回審査会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審査請求人の意見陳述
平成17年12月 9 日 （第6回審査会）	○ 審議
平成18年 1 月 16日 （第7回審査会）	○ 審議
平成18年 2 月 27日 （第8回審査会）	○ 審議
平成18年 3 月 23日 （第9回審査会）	○ 審議
平成18年 4 月 24日 （第10回審査会）	○ 陳述聴取 ○ 審議 ○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成18年 6 月 15日 （第一部会）	○ 審議
平成18年 7 月 12日 （第一部会）	○ 審議
平成18年 8 月 10日 （第一部会）	○ 審議
平成18年 9 月 1 日 （第14回審査会）	○ 審議
平成18年 9 月 12日 （第一部会）	○ 実施機関から「平成12年4月から平成14年6月までの警察本部銃器対策課の捜査費、捜査用報償費に関する現金出納簿、証拠書の開示基準表」と題する書面の提出があり、これまでの主張を変更した。 ○ 審議
平成18年10月18日 （第一部会）	○ 審議
平成18年11月15日 （第一部会）	○ 審議
平成18年12月 4 日 （第17回審査会）	○ 答申案審議
平成18年12月 6 日	○ 答申

本件処分における対象公文書及び非開示部分

I 不適正執行分

	番号	対象公文書名	非開示とした部分	該当条項	
捜査費 捜査用報償費関係	1	捜査費(報償費) 現金出納簿	①警察官の氏名	・ 条例第10条第2項第2号 ・ 条例第10条第2項第3号	
	2	捜査費(報償費) 証拠書	(1) 捜査費(報償費) 支出伺	①警察官の氏名及び印影	・ 条例第10条第2項第2号 ・ 条例第10条第2項第3号
			(2) 支払精算書	①警察官の氏名及び印影	・ 条例第10条第2項第2号 ・ 条例第10条第2項第3号
				②債主の住所、氏名及び印影(債主が個人の場合)	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
				③債主の住所、氏名、印影、電話番号及び車番(債主が法人の場合)	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第2号 ・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
			(3) 立替払報告書	①警察官の氏名及び印影	・ 条例第10条第2項第2号 ・ 条例第10条第2項第3号
				②債主の住所、氏名、印影、電話番号及び車番(債主が法人の場合)	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第2号 ・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
	(4) 領収書(証)	①警察官の氏名及び印影	・ 条例第10条第2項第2号 ・ 条例第10条第2項第3号		
		②債主の住所、氏名及び印影(債主が個人の場合)	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号		
		③債主の住所、氏名、印影、電話番号及び車番(債主が法人の場合)	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第2号 ・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号		
		④担当者の氏名及び印影	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号		
	(5) 領収書台紙	①警察官の氏名及び印影	・ 条例第10条第2項第2号 ・ 条例第10条第2項第3号		
	(6) レシート	①債主の住所、氏名、印影、電話番号及び車番(債主が法人の場合)	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第2号 ・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号		

II 適正執行・不適正執行が混在

	番号	対象公文書名	非開示とした部分	該当条項
捜査費 捜査用報償費関係	1	捜査費(報償費) 現金出納簿	①年月日欄、摘要欄、受欄、払欄及び残欄	・ 条例第10条第2項第2号
	2	捜査費(報償費) 証拠書	(1) 捜査費支出伺	①日付、官職、氏名、内訳書及び領収書欄
(2) 支払精算書			①日付及び金額	・ 条例第10条第2項第2号
(3) 立替払報告書			①日付及び金額	・ 条例第10条第2項第2号
(4) 領収書			①日付及び金額	・ 条例第10条第2項第2号

III 適正執行分

	番号	対象公文書名	非開示とした部分	該当条項	
捜査費 捜査用報償費関係	1	捜査費(報償費)現金出納簿	①年月日欄、摘要欄、受欄、払欄及び残欄	・ 条例第10条第2項第2号	
	2	捜査費(報償費)証拠書			
		(1) 表紙	①枚数	・ 条例第10条第2項第2号	
		(2) 捜査費(報償費)総括表	なし	—	
		(3) 捜査費(報償費)支出伺	同左すべて	・ 条例第10条第2項第2号	
		(4) 領収書(証)	同左すべて	・ 条例第10条第2項第2号	
		(5) 支払精算書	同左すべて	・ 条例第10条第2項第2号	
		(6) レシート	同左すべて	・ 条例第10条第2項第2号	
		(7) 振込金受領書	同左すべて	・ 条例第10条第2項第2号	
		(8) 為替手数料領収書	同左すべて	・ 条例第10条第2項第2号	
		(9) 立替払報告書	同左すべて	・ 条例第10条第2項第2号	
		(10) 支払報告書	同左すべて	・ 条例第10条第2項第2号	
		(11) 捜査費交付書兼支払精算書	同左すべて	・ 条例第10条第2項第2号	
		(12) 支払伝票	同左すべて	・ 条例第10条第2項第2号	
		(13) 返納決議書	なし	—	
		(14) 返納書(案)	なし	—	
		(15) 捜査費領収書	なし	—	
(16) 回収金領収証書	なし	—			
旅費関係	3	旅行命令(依頼)簿兼旅費(概算・精算)請求書(添付書類を含む)	①警察官の氏名及び印影	・ 条例第10条第2項第2号	
			②給与の号俸	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号	
			③職員番号	・ 条例第10条第2項第2号	
			④警察職員の配偶者の氏名、職業、住所及び電話番号	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号	
			⑤赴任旅費の扶養親族移転料内訳、扶養親族の人数、氏名、生年月日、続柄、旧住所及び新住所	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号	
			⑥用務、旅行期間、金額、用務地及び用務地欄・備考欄・搭乗券・領収書(証)の旅行内容に関する記載	・ 条例第10条第2項第2号	

旅費関係		⑦発令月日、復命月日、請求月日及び審査済月日	・ 条例第10条第2項第2号	
		⑧捜査用車両の車両登録番号	・ 条例第10条第2項第2号	
		⑨領収書（証）・証明書作成者（担当者等）の氏名及び印影	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号	
	4	旅行支出命令書	①警察官の氏名	・ 条例第10条第2項第2号
			②債権者コード（職員番号）	・ 条例第10条第2項第2号
			③債権者コード（電話番号）	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
			④振込先の金融機関等	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号 ・ 条例第10条第2項第2号
			⑤警察職員の配偶者の氏名及び住所	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
			⑥捜査用務で執行した旅費の支出命令額	・ 条例第10条第2項第2号
			⑦登録月日、支払希望月日及び欄外に記載の日	・ 条例第10条第2項第2号
	5	日額旅行命令簿	①警察官の氏名及び印影	・ 条例第10条第2項第2号
	6	支出負担行為兼支出命令書（日額旅費請求書を含む）	①警察官の氏名	・ 条例第10条第2項第2号
			②債権者コード（職員番号）	・ 条例第10条第2項第2号
			③振込先の金融機関等	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号 ・ 条例第10条第2項第2号
	7	国費旅行命令簿	①警察官の氏名及び印影	・ 条例第10条第2項第2号
			②用務、用務先、旅行期間、金額及び備考欄の旅行内容	・ 条例第10条第2項第2号
			③発令年月日及び精算年月日	・ 条例第10条第2項第2号
	8	支出負担行為即支出決定決議書（添付書類を含む）	①警察官の氏名	・ 条例第10条第2項第2号
			②債主の住所	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
			③振込先の金融機関等	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号 ・ 条例第10条第2項第2号
			④旅費精算・精算請求書の精算額、旅費内訳、備考欄の用務、適用条項、搭乗券、領収書（証）の旅行内訳に関する記載	・ 条例第10条第2項第2号
			⑤発議月日、確認予定月日、支払予定月日及び請求月日	・ 条例第10条第2項第2号
			⑥領収書（証）作成者（担当者等）の氏名及び	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号

			印影	
	9	国費旅費交付簿	①警察官の氏名及び印影	・ 条例第10条第2項第2号
報償費（講師謝金）関係	1 0	猟銃等講習会開催に伴う報償費（講師謝金）の支出について（添付書類を含む）	①講師の住所、生年月日、電話番号、最終学歴及び主な経歴	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
			②振込先の金融機関等	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
			③謝礼金額及び所得税額	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
	1 1	「銃器根絶道民の集い」開催に伴う報償費（講師謝金）等の支出について（添付資料を含む）	①講師の住所、生年月日及び最終学歴	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
	1 2	旅行命令（依頼）簿兼旅費概算・精算請求書（添付書類を含む）	①講師の住所	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
1 3	支出負担行為兼支出命令書（添付書類を含む）	①講師の住所	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号	
		②債権者コード（電話番号）	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号	
		③振込先の金融機関等	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号	
		④謝礼金額及び所得税	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号	
使用料及び賃借料関係	1 4	借上執行決定書	①警察官の氏名	・ 条例第10条第2項第2号
	1 5	支出負担行為兼支出命令書（添付書類を含む）	①請求書作成者（担当者）の氏名	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号
委託料関係	1 6	テレビ・ラジオスポット広報の製作・放送実施委託業務について（添付書類を含む）	①積算内訳	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第6号
			②警察官の氏名	・ 条例第10条第2項第2号
	1 7	テレビ・ラジオスポット広報の製作・放送実施委託契約（添付書類を含む）	①業務処理責任者及び業務担当者の氏名	・ 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第1号

主張変更後の開示・非開示の基準一覧

捜査費(報償費)現金出納簿		年月日		摘 要		受		払		残	
		原処分	変更	原処分	変更	原処分	変更	原処分	変更	原処分	変更
平成12年度 平成12年4月～ 平成13年3月分	前葉より繰越 次葉へ繰越 取扱責任者より受 資金前渡員より受 支払事由	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△
	○月分計 累計 取扱者・補助者の印影 取扱者の異動に伴う引 継部分	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	捜査員の氏名	—	—	×	×	—	—	—	—	—	—
平成13年度 平成13年4月～ 平成14年3月分	前葉より繰越 次葉へ繰越	○	○	○	○	○	○	▽	☆	▽	☆
	取扱責任者より受 資金前渡員より受	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
平成14年度 平成14年4月～ 平成14年6月分	○月分計 累計 取扱者・補助者の印影	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	支払事由等	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	捜査員の氏名	—	—	×	×	—	—	—	—	—	—
平成12年度平成13年4月分 平成13年度平成14年4月分		原処分、変更後とも開示									
表紙		原処分、変更後とも開示									
検査済みの表示		原処分、変更後とも開示									

捜査費(報償費)証拠書	原処分	変更	備 考
表紙(枚数の部分)	×	○	
捜査費(報償費)総括表	○	○	
捜査費(報償費)支出伺	×	×	
支払精算書	×	×	
領収書(証)	×	×	
レシート	×	×	
振込金受取書	×	×	
為替手数料領収書	×	×	
立替払報告書	×	×	
支払報告書	×	×	
捜査費交付書兼支払精算書	×	×	
支払伝票	×	×	
返納決議書	○	○	
返納書(案)	○	○	
捜査費領収書	○	○	
回収金領収証書	○	○	

凡例 ○：開示
 ×：捜査等に支障の生ずるおそれがあるので、公共安全等に関する情報(以下「公共安全情報」という。)に該当し非開示
 △：適正執行分及び適正執行分が推定されるおそれのある部分は、公共安全情報に該当し非開示(※1)
 ▽：月の途中で繰り越す場合は、公共安全情報に該当し非開示
 ☆：月の途中で繰り越す場合において、開示することにより個々の執行額が判明する場合は、公共安全情報に該当し非開示

※1 平成12年4月～平成13年3月の捜査費(報償費)現金出納簿のうち適正執行分が含まれる月については、適正執行分及び適正執行分の執行年月日や執行額が推認されるおそれのある、不適正執行分の年月日、残額等を引き続き非開示とした。